

**東京大学先端科学技術研究センター 宇宙環境・惑星圏科学分野
特任助教（特定有期雇用教職員）募集要項**

職名及び人数	特任助教 1名
契約期間	2027年2月1日以降できるだけ早い時期 ～ 2027年3月31日
更新の有無	更新する場合があります。 更新する場合は1年ごとに行うものとし、更新回数は2回、在職できる期間は2029年3月31日を限度とし、以後更新しない。ただし、本職が従事する宇宙戦略基金事業は最長2034年3月まで継続予定であり、2029年4月以降の職については、改めて公募・選考を行う予定である。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
試用期間	採用された日から14日間
就業場所	東京大学先端科学技術研究センター 宇宙環境・惑星圏科学分野 関華奈子研究室（東京都目黒区駒場4-6-1） 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
業務内容	宇宙戦略基金 SX-CRANE「有人火星時代に向けた環境センサ・小型ペイロード開発拠点」(https://fund.jaxa.jp/selectedcompany/theme60/)における着陸機用カメラ開発・関連研究および着陸地点評価局*の研究開発マネジメント補助。 ※着陸地点評価局では、OIST, 東北大, 関連企業と連携して地下探査に資する量子センサ磁力計およびオーロラ・大気光観測や地表鉱物同定を目的とした超小型カメラにかかわる研究開発を主に行う計画です。 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額35万円～40万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則55,000円／月まで）
加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
応募資格	1) 博士の学位を有すること 2) 業務内容に記載の着陸機用カメラ開発および着陸地点評価局における研究開発において、分野横断的な研究展開を主導的にこなせること 3) 研究室の研究活動を包括的に理解し、推進する意思があること 4) 大学および大学院教育業務に従事する意思があること 5) 日本語および英語で業務を遂行できること
提出書類	a) 東京大学統一履歴書（以下の URL からダウンロードし作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html b) これまでの研究教育実績の概要（1,500字程度） c) 研究業績目録（査読論文とそれ以外の総説、著書などに分類） d) 主要な原著論文（3篇以内）のPDFファイル

	e) 今後の研究計画及び研究開発マネジメントへの抱負（1,500字程度） f) 本拠点の活動に連動した人材育成への抱負（700字程度） g) 応募者に関する所見を伺える方2名の氏名及び連絡先（住所、電話番号、メールアドレス）
提出方法	上記に記載の書類をPDF形式の添付ファイル（10MB程度以内）、Subject欄は「SX-CRANE-Mars特任助教応募」として、問い合わせ先に記載のメールアドレスに送付すること。 ※2～3日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。
応募締切	2026年10月31日（土）必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施することがあります。
問い合わせ先	東京大学先端科学技術研究センター 宇宙環境・惑星圏科学分野 関 華奈子 E-mail: seki@g.ecc.u-tokyo.ac.jp
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
その他	・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合の契約期間の取扱い：産前・産後休暇及び育児休業による中断期間分を雇用延長することがある（プロジェクトの状況等による。詳細は応相談） ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。